

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第26号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------|-------------|--------------|----|-------------|-----|-----------------------------------|----|
| 別表第1（第2条関係） | | | | 別表第1（第2条関係） | | | |
| 組 織 | | 職 | | 組 織 | | 職 | |
| 市長部局 | 本庁 | | | 市長部局 | 本庁 | 部長（同一部内に部長の権限を有する参与が配置されない場合に限る。） | 1種 |
| | | 部長 | 1種 | | | 部長 | 2種 |
| | | 参与（検査参与は除く。） | 2種 | | | 参与 | 3種 |
| | | 略 | | | | 略 | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 教育委員会 | 事務局 | 教育次長 | 1種 | 教育委員会 | 事務局 | 教育次長 | 1種 |
| | | 参与 | 2種 | | | 略 | |
| | | 略 | | | | 略 | |
| | 幼稚園及び認定こども園 | 園長 | 6種 | | 幼稚園 | 園長 | 6種 |
| 略 | | | | 略 | | | |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。